

令和7年2月10日
都市整備部住宅課

居住支援法人へのヒアリングについて

1 目的

居住支援法人については、活動エリアのほか、サービス対象者やサービス内容、法人の形態等多種多様となっている。住宅確保要配慮者に対する居住支援の安定的な提供、本区の課題解決に向け、当該法人との連携方法を検討するにあたっての基礎調査として、各法人の活動内容や実態を把握する。

2 概要

- ・対象：江東区を活動エリアとする居住支援法人
- ・調査方法：電話・訪問によるヒアリング等
- ・期間：6年度および7年度

3 調査結果(中間報告)

- (1) 東京都の指定する居住支援法人50法人のうち江東区を支援対象エリアとする27法人体の活動を電話にて調査。22法人より江東区での支援が可能という回答あり。

(積極的に支援：4法人 依頼があれば対応：18法人)

- (2) 江東区での支援が可能と回答があった22法人のうち、所在地が江東区近隣にある法人へ訪問によるヒアリングを開始。

8法人訪問予定、これまでに3法人にヒアリングを実施。

居住支援法人A

居住支援事業	物件紹介、内覧等同行、見守り支援等		
担当者数	4名	対象エリア	江東区、他3区
対象者	高齢者、障害者、ひとり親		
その他	入居後の地域定着支援、福祉サービスとの連携も行う		
居住支援以外の主な事業	障害者支援事業		

居住支援法人B

居住支援事業	物件紹介、見守り支援等		
担当者数	1名	対象エリア	23区、近隣市
対象者	高齢者		
その他	サブリース物件の借り上げ、自社物件の確保に注力している		
居住支援以外の主な事業	不動産売買・賃貸管理事業		

居住支援法人C

居住支援事業	物件紹介、内覧等同行、福祉等相談、見守り支援 残置物処理等		
担当者数	3名	対象エリア	23区
対象者	高齢者、障害者、ひとり親		
その他	入居後の生活支援、就労支援も行う		
居住支援以外の主な事業	障害者支援事業		

4 今後の展開

- 令和6年度 計4法人のヒアリングを完了
- 令和7年度 計4法人のヒアリングを完了
- 連携方法等の検討
- 居住支援協議会報告

社協力フエ

みんなの居場所

おしゃべりして
つながろう

新しい出会いがここにある

予約不要・参加無料

いつか来る、
その日のために...

10:00~12:00

時間内は自由に入退場できます。お気軽にご参加ください!



元気なうちから考える 相続のこと

<内容> 「元気なうちから考える相続のこと」 10:30~

講師 東京東信用金庫 お客様サポート部

茶話会 (コーヒー・お茶・お菓子 無料)

福祉総合相談・ボランティア相談

※ボランティア登録時は身分証明書の提示をお願いしております

2025.2.19(水)
江東区砂町文化センター
2階 第3・4会議室

2025.3.19(水)
江東区総合区民センター
7階 第5会議室

2025.2.26(水)
江東区豊洲シビックセンター
7階 サブルクホール

2025.3.26(水)
江東区森下文化センター
3階 第1・2研修室



協力 東京東信用金庫 お客様サポート部
お問合せ 江東区社会福祉協議会 地域福祉推進課
☎:3640-1200 FAX:3699-6266

 東京東信用金庫

※江東区社会福祉協議会は、社会福祉法に基づいて各市区町村に設置された社会福祉法人です。





東京東信用金庫

ひがしんは、東京都の東部地域から、埼玉県南東部さらに千葉県北西部を営業区域とし、金融サービスを提供しております。
また、金融サービスの提供にとどまらず、地域の皆さまと企業の活性化に寄与することに努めています。

各会場 アクセス

砂町文化センター



〒136-0073 東京都江東区北砂5-1-7

【バス】「北砂二丁目」下車徒歩8分
(都07系統/亀29系統)
「北砂四丁目」下車徒歩8分
(秋26系統)

総合区民センター



〒135-0072 東京都江東区大島4-5-1

【バス】「西大島駅」下車徒歩1分
(都07系統/亀23系統/亀24系統/草24系統
錦28甲系統/亀29系統/両28系統)
【電車】JR総武線「亀戸」駅 北口より徒歩15分
都営地下鉄新宿線
「西大島」駅 A4出口より徒歩1分

豊洲シビックセンター



〒136-0073 東京都江東区豊洲2-2-18

【バス】「豊洲駅前」下車徒歩2分
(業10系統/海01系統/門19系統/東15系統/東16系統/錦13系統
陽12-1系統/陽12-2系統/陽12-3系統/急行06系統)
【電車】東京メトロ有楽町線「豊洲駅」7番出口より徒歩1分
新交通ゆりかもめ「豊洲」駅 改札フロア直結

森下文化センター



〒135-0004 東京都江東区森下3-12-17

【バス】「高橋」下車徒歩5分 (門33系統)
「森下五丁目」下車徒歩5分 (業10系統)
【電車】都営地下鉄新宿・大江戸線
「森下」駅 A6出口より徒歩8分
都営地下鉄大江戸線・東京メトロ半蔵門線
「清澄白河」駅 A2出口より徒歩8分

江東区居住支援協議会 会則

令和6年4月1日改定

(名 称)

第1条 この会は、江東区居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目 的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給の促進、その他必要な措置について協議することにより、江東区における福祉の向上と住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活 動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、住宅ストックの有効活用を基本とし、次の事業を行う。

- 1 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- 2 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 3 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給の促進に関すること。
- 4 その他目的達成のために必要な事業

(会 員)

第4条 本会の会員は、地方公共団体及び宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業者、住宅確保要配慮者に対し居住に係る支援を行なう者等の各団体から推薦された者とする。

(会長および副会長)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 1名
- 2 会長は、江東区都市整備部長、副会長は江東区福祉部長とする。
 - 3 会長は、本会の議長となり、会議を総括する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 5 会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する会員がその職務を代理する。

(会の運営)

第6条 本会は、会長が必要に応じて開催する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の団体・個人に対し本会への出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、江東区都市整備部住宅課に置く。

(雑 則)

第8条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(秘密保持)

第9条 会員は、本会の活動により知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成23年9月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成26年11月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

〔 参加団体 〕

民間事業者団体	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会江東区支部
	公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部城東第二支部
公的賃貸住宅事業者	東京都住宅供給公社（J K K）
	独立行政法人 都市再生機構（UR都市機構）
居住支援団体	社会福祉法人 江東区社会福祉協議会
地方公共団体	東京都 江東区
	福祉部長 [副会長]
	障害福祉部長
	生活支援部長
	こども未来部長
	都市整備部長 [会 長]
	福祉部長寿応援課長 (高齢者支援・施設整備)
	〃 地域ケア推進課長 (高齢者支援)
	障害福祉部障害者施策課長 (障害者支援)
	〃 障害者支援課長 (障害者支援)
	生活支援部保護第一課長 (生活保護受給者支援)
	〃 生活応援課長 (子育て世帯支援)
	こども未来部こども家庭支援課長 (子育て世帯支援)
	都市整備部住宅課長 (区営住宅運営管理)